改正後の博物館法施行規則第24条第１項の要件

を備えている旨の報告書

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

和歌山県教育委員会　様

報告者　　住　所

（設置者）

氏　名

連絡先

　次のみなし指定施設について、博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第2号）附則第2条第4項の確認を受けたいので、同省令による改正後の博物館法施行規則第24条第1項の要件を備えている旨を報告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| みなし  指定施設 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 指定年月日 | | 年　　月　　日 |
| 設立年月日 | | 年　　月　　日 |
| 開館年月日 | |  |

備考

1　申請者が法人である場合は、「住所」欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には当該法人の名称及び代表者の職氏名を記載すること。

2　この報告書には、次の書類を添付すること。

（1）施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの

（2）博物館法施行規則第24条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

（3）報告の日が属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

（4）博物館の事業に類する事業の用に供する施設及び設備の写真

（5）その他参考となるべき事項を記載した書類